

平成 29 年度 平成在宅総合支援センター 年間事業計画

《事業の内容》

介護保険法に規定される「居宅介護支援事業」を下記の業務を通じて適切に実施します。

- 1 要介護者等からの居宅サービス計画作成依頼に基づく相談内容への対応
- 2 居宅サービス計画の原案作成と支給限度額の確認・利用者負担の計算
- 3 サービス担当者会議の実施
- 4 居宅サービス計画の利用者・家族等への説明、同意の確認
- 5 サービス提供票の作成・交付、居宅サービス計画書のサービス提供者への説明
- 6 居宅サービス計画に基づくサービスの実施
- 7 サービス実施状況の継続的な把握・評価（モニタリング）、再課題分析
- 8 給付管理業務
- 9 報酬請求事務
- 10 利用者等からの苦情相談処理に関する業務
- 11 事業統計の作成
- 12 介護支援専門員の研修参加（国、都道府県、市町村、社会福祉協議会等、民間研修団体の実施するものへ積極的に参加する）
- 13 法定研修等における実習受入、人材育成への協力体制の整備

《事業方針》

1. 利用者様が要介護者となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
2. 利用者様の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
3. 利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立って、利用者様に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないよう公正中立に介護支援サービスの提供を行います。
4. 淡路島内の医療機関や老人介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

《事業目標》

淡路島内の医療機関、福祉機関等と密接に連携をし、医療サービス・福祉サービスを充実させることで、利用者様が少しでも在宅生活を送ることができるように支援をしていきます。また近年では独居の方、処遇困難ケース対象者の受入件数が増加傾向であり、当該地区の地域包括支援センター、社会福祉協議会、在宅介護支援センター等とも連携を密にし、ネットワーク作りを意識しながら居宅介護支援を行っていきます。また、介護予防の観点からも、住み慣れた在宅で自立した生活を援助していけるよう、適切なケアマネマネジメントを行っていきます。また、兵庫県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所としての責務も果たすべく業務を行っていきます。